

令和3年第4回市議会定例会（12月） 総務常任委員会審査報告

令和3年12月17日
委員長 高橋 信雄

総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果についてご報告申し上げます。

報告いたします案件は、初日に付託された案件を除き、条例関係3件、補正予算3件の計6件であります。

初めに、条例関係であります。

議案第147号由利高原鉄道株式会社に対する固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、これまで継続して実施してきた同社への当該免除措置について、令和9年3月31日まで期間を延長するため、附則を改正しようとするものであります。

次に、議案第148号CATVセンター条例の一部を改正する条例案についてであります。これはケーブルテレビ民営化の選択肢の1つとして、指定管理者制度の導入を可能にするため、当該条項を追加しようとするものであります。

次に、議案第149号都市計画税条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、課税対象区域に、薬師堂字二本木の一部、薬師堂字一番堰の一部、出戸上野の一部を、新たに加えるため、これらを別表に追加しようとするものであります。

以上、3件の条例の一部改正案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、議案第149号の審査において、委員より新たに税が負担となる方々には、十分周知し、理解を頂くようお願いしたいとの発言がありましたことを申し添えます。

続いて、補正予算であります。

議案第174号一般会計補正予算（第14号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では10款及び14款から21款、歳出では1款、2款及び9款、並びに債務負担行為及び地方債であります。

このうち、歳入の主なものは、10款地方交付税における普通交付税及び19款繰越金における前年度繰越金で、これらはいずれも、歳出各款に係る一般財源分として増額しようとするものであります。なお、前

年度繰越金は、今回の増額で、令和2年度決算額に到達したとのことであります。

歳出の主なものは、今定例会初日に議決いたしました条例改正に基づき、議員、特別職及び一般職の期末手当を、各款において、それぞれ減額しようとするほか、東由利及び鳥海総合支所の空調設備改修工事や、県知事選挙、市長選挙及び市議会議員補欠選挙など、これまでに完了した事業の精算に伴う減額が主なものであります。

次に、債務負担行為につきましては、議会だより及び広報ゆりほんじょう、それぞれについて、令和4年4月からの印刷製本業務の執行にあたり、指名競争入札に係る期間を確保するため、令和3年度から4年度までの2カ年について、新たに追加しようとするものであります。

また、地方債につきましては、地域づくり推進事業ほか2つの事業については、各充当事業の確定に伴い、起債限度額を減額し、一番堰都市下水路整備事業については、一番堰まちづくり事業の一環として、雨水排水整備を実施するにあたり、起債限度額を増額しようとするものであります。

次に、議案第177号情報センター特別会計補正予算（第4号）であります。歳入では、前年度繰越金の増額、歳出では、サーバー室空調設備の修繕料及び伝送路保守管理委託料などの増額が主なものであります。次に、議案第182号一般会計補正予算（第15号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では10款及び21款、歳出では2款及び9款、繰越明許費9款並びに地方債であります。

歳入においては、10款地方交付税で普通交付税を歳出各款に係る一般財源分として増額、21款市債で消防施設整備事業債を増額し、歳出において、2款総務費では、人事異動に伴う人件費の増減額、9款消防費では、東由利地域において、老朽化した消防格納庫1棟と、河川改修により移転が必要となった消防格納庫1棟の、2つを統合し、新たに別の場所に建設するための経費を追加しようとするものであります。なお、この事業につきましては、年度内完了が困難なことから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

また、地方債につきましては、消防施設整備事業について、起債限度額を増額しようとするものであります。

以上、3件の補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。以上で付託されました案件の報告は終わりますが、所管から受けた報告事項の中から、2点ご報告申し上げます。

初めに、第三セクターの見直しに関する指針の素案についてであります。

第三セクターにつきましては、本議会が昨年12月、特別委員会での調査を基に、経営の見直し等に係る提言を行っております。

これを受け、市では、見直しに関する指針の素案を策定し、また指定管理者制度導入・運用に係るガイドラインを現在策定中であるとのことであります。

なお、指針の素案については、今後パブリックコメントの実施を経て、今年度中に成案とし、また、ガイドラインについては、3月定例会で素案を提示したいとのことであります。

委員からは議会の提言は、どうすれば三セクを生かすことができるかを基本に作成された。この視点で見直しを実施していただきたいとの発言があり、これに対し、当局からは元々、理由があって作られた会社なので、より良い方向に向かうようにしていきたいが、役割を終えたと判断されるものについては、厳しい選択をすることになるかもしれないとの回答がありました。当委員会といたしましては、今後市が定めるルールに基づき、関係者が納得いく形で進めていただくよう、希望するものであります。

最後に、新たなまちづくり協議会についてであります。

9月定例会に続いての、当局からの報告でありましたが、議会の改選により、9月とは委員の構成が変わりましたので、これまでの経緯を含め、詳細に説明を受けました。また新たに、今後のスケジュールも示され、1月には委員の公募を開始し、4月には第1回の会議を開催したいとのことであります。

委員の任期は2年、年齢は20歳から40歳を原則として、自らの発想で、地域を盛り上げる活動や、課題解決を重ねていくことで、いずれは本市を牽引する人材育成に繋げていきたいとのことであり、市では、組織の運営や実践に対する財政的支援を行うとのことであります。

委員からは、やはり公募が基本。人選は難航するかも知れないが、熱意のある方が参画できるようにしていただきたい、各地域で柔軟な対応ができるよう、制度を設計していただきたい、市が主導するのではなく、自主的な活動を市が支えるような形にしていきたいなど意見が出されました。市では、本市の未来を決める挑戦的な取り組みになると位置づけており、当委員会といたしましても、若い世代の方々の積極的な参画と、活動の実践を通じ、地域に元気が創出されることに期待を寄せるものであります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。